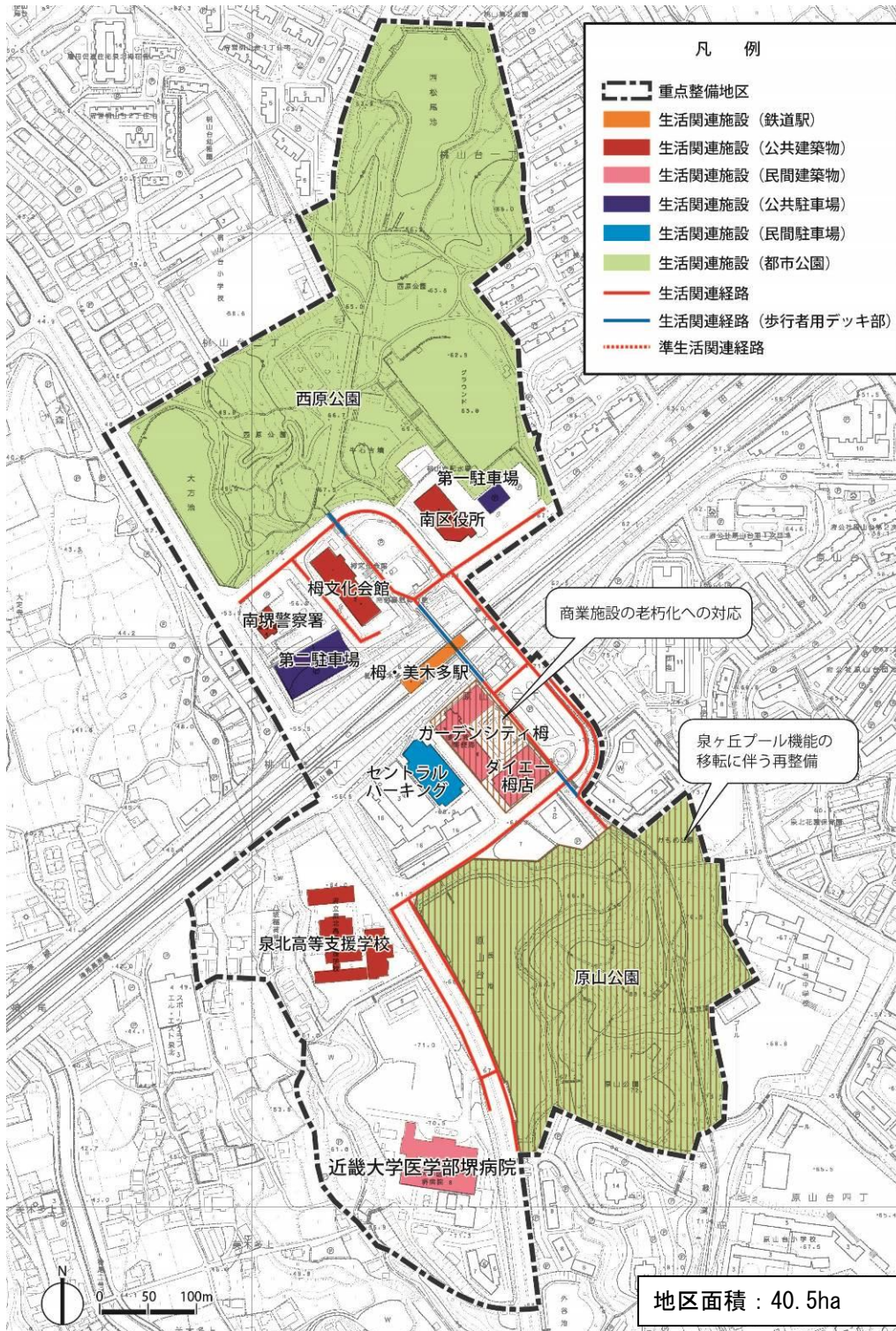


2. 重点整備地区の設定

本基本構想では、重点整備地区を次の図のように定めます。また、重点整備地区の境界は、国の定める基本方針に従い、可能な限り市内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって定めます。

【泉北高速鉄道柵・美木多駅周辺重点整備地区】



IV. 各地区別のバリアフリー基本構想

1. 地区の特性、バリアフリー化の主な課題（泉北高速鉄道榎・美木多駅周辺地区）

（1）地区の特性

本地区は、昭和40年から泉北丘陵住宅地区開発事業によって計画された泉北ニュータウンの一角であり、地形による勾配が多い地区です。

しかし、計画的な土地利用や緑道などを配置した歩行者ネットワークが形成されるなど、先進的な都市計画が進められてきた地区となっています。

生活関連施設としては、南区の中核的な施設である南区役所、榎文化会館、南堺警察署などの公共施設が多数立地しているほか、近畿大学医学部堺病院、大阪府立泉北高等支援学校などの高齢者、障害者等が特によく利用すると見込まれる施設が立地しています。

今後、本地区では原山公園内での泉ヶ丘プール機能の移転整備など新たな土地利用転換や機能導入の動きが見込まれており、駅周辺の開発や人の流動が変化する可能性があります。

（2）地区の課題

地区特性で示しているように、本地区は丘陵地を開発した地区であることから、地形的な急勾配が生じやすくなっています。

そのため、各生活関連施設においてもそれぞれ異なる標高に立地しており高低差があるため、施設間の移動には垂直移動による制約が大きくなっています。

このような地形的な制約がある中で、生活関連経路については、スロープや階段等を併用するなど利用者のニーズにあった機能分担を図るなどの工夫が必要となります。

また、地区の開発から約50年を経過しており、各生活関連施設においてはバリアフリーの考え方に基づいた設計がなされておらず、移動等円滑化基準に適合しない施設が多数あるとともに、設備等の老朽化も著しい状況にあります。

しかし、新たな市街地更新の動きも活発化しており、開発動向を踏まえながら駅前広場や道路、公園等の社会基盤整備も検討する必要があります。

2. 整備項目、整備目標時期及び整備主体（泉北高速鉄道樺・美木多駅周辺地区）

（1）鉄道駅舎等

■ 泉北高速鉄道樺・美木多駅

整備項目	目標 時期	整備主体				
		公共交通 事業者	道路 事業者	堺市	公安 委員会	その他
誘導案内情報施設の整備						
トイレ、多機能トイレの音声案内の設置	○	●				
設備・施設の改良						
トイレ、多機能トイレの改良	○	●				
その他						
筆談具の設置	○	●				
筆談対応可能表記	○	●				
コミュニケーションボードの導入	○	●				

※ 「○」平成32年までに対応、「△」平成32年以後に対応

(2) 駅前広場等

整備項目	目標時期	整備主体				
		公共交通事業者	道路事業者	堺市	公安委員会	その他
誘導情報案内施設の整備						
バス路線図等の設置	○	●		●		
主要施設案内図の設置	○			●		
設備・施設の改良						
ベンチ等の設置	○			●		

※「○」平成 32 年までに対応、「△」平成 32 年以後に対応
注) 開発等により目標時期が変動する場合があります。

(3) 建築物

■南区役所

整備項目	目標時期	整備主体				
		公共交通事業者	道路事業者	堺市	公安委員会	その他
視覚障害者誘導施設の整備						
案内窓口までの誘導ブロック整備	○			●		
誘導案内情報施設の整備						
誘導・警告ブロックの改良（明度差、J I S 規格化）	○			●		
正面出入口における音響案内設置	○			●		
案内情報設備の充実（インターホン明示）	○			●		
緊急時、災害時の文字・音声等での案内	△			●		
一般トイレ、多機能トイレ便房内ボタン等への点字貼付	○			●		
設備・施設の改良・整備						
多機能トイレの改良（照明の改良）	○			●		
その他						
筆談具の設置	○			●		
筆談対応可能表記	○			●		
コミュニケーションボードの導入	○			●		

※「○」平成 32 年までに対応、「△」平成 32 年以後に対応

■ 梅文化会館

整備項目	目標 時期	整備主体				
		公共交通 事業者	道路 事業者	堺市	公安 委員会	その他
誘導案内情報施設の整備						
誘導・警告ブロックの改良（明度差、J I S規格化）	○			●		
緊急時、災害時の文字・音声等での案内	△			●		
一般トイレ、多機能トイレ便房内ボタン等への点字貼付	○			●		
設備・施設の改良・整備						
多機能トイレの改良（オストメイト対応、水栓ボタン、荷物フック）	○			●		
トイレの改良（荷物フック）	○			●		
舗装材の改良（屋外デッキタイル）	○			●		
その他						
障害物の撤去（玄関マット）	○			●		
筆談具の設置	○			●		
筆談対応可能表記	○			●		
コミュニケーションボードの導入	○			●		

※「○」平成32年までに対応、「△」平成32年以後に対応

■ 泉北高等支援学校

整備項目	目標 時期	整備主体				
		公共交通 事業者	道路 事業者	大阪府	公安 委員会	その他
誘導案内情報施設の整備						
誘導・警告ブロックの敷設位置の改良（駐車マスを横断しない位置に変更）	○			●		
その他						
障害物の撤去（誘導ブロック上の傘立等）	○			●		

※「○」平成32年までに対応、「△」平成32年以後に対応

■南堺警察署

整備項目	目標 時期	整備主体				
		公共交通 事業者	道路 事業者	大阪府	公安 委員会	その他
垂直移動施設の整備						
階段手すり等の改良（正面出入口適正な太さに）	△			●		
視覚障害者誘導施設の整備						
案内窓口までの誘導ブロック整備（階段、屋内）	△			●		
設備・施設の改良・整備						
段鼻の視認性向上（正面出入口）	△			●		
その他						
筆談具の設置	○			●		
筆談対応可能表記	○			●		
コミュニケーションボードの導入	○			●		

※「○」平成32年までに対応、「△」平成32年以後に対応

■近畿大学医学部堺病院

整備項目	目標 時期	整備主体				
		公共交通 事業者	道路 事業者	堺市	公安 委員会	その他
視覚障害者誘導施設の整備						
案内窓口までの誘導ブロック整備	○					●
誘導案内情報施設の整備						
案内情報設備の充実（正面入口付近：多機能トイレ・エレベーター誘導サイン、屋外：車いす利用者用駐車施設から建物入口誘導サイン）	○					●
案内情報設備の充実（わかりやすいサインへの改良）	○					●
触知図板の設置	△					●

※「○」平成 32 年までに対応、「△」平成 32 年以後に対応

■ ガーデンシティ梅

■ 泉北梅郵便局

■ ダイエー梅店

ガーデンシティ梅及び泉北梅郵便局、ダイエー梅店の3施設については老朽しており、施設更新される場合には、移動等円滑化基準に沿った整備が見込まれるため、整備に向けて特に留意して頂きたい事項について記載します。

○ 留意する整備項目

- ・ 施設利用者の駐輪需要を満たす駐輪場の整備
- ・ 緊急時、災害時の文字・音声等での案内
- ・ 電動車いす利用者も利用しやすい大きさのエレベーター設置
- ・ 一般、多機能トイレ便房内への点字案内
- ・ スーパー等複数フロアに入居する核テナントは店舗区画内にエレベーター、多機能トイレを設置
- ・ 施設総合案内カウンターの設置
- ・ 筆談具の設置
- ・ 筆談対応可能表記
- ・ コミュニケーションボードの導入

(4) 駐車場

■南区役所第二駐車場

整備項目	目標 時期	整備主体				
		公共交通 事業者	道路 事業者	堺市	公安 委員会	その他
垂直移動施設の整備						
スロープの改良	○			●		

※「○」平成 32 年までに対応、「△」平成 32 年以後に対応

(5) 都市公園

■西原公園

整備項目	目標 時期	整備主体				
		公共交通 事業者	道路 事業者	堺市	公安 委員会	その他
水平移動施設の整備						
園路の改良（平坦で円滑な路面確保）	△			●		
誘導情報案内設備の整備・改良						
施設の配置案内図を設置	○			●		
誘導・警告ブロックの敷設・改良	○			●		
案内情報設備の充実・改良	○			●		
施設の整備改良						
多機能トイレの改良（照明具の改良）	○			●		

※「○」平成 32 年までに対応、「△」平成 32 年以後に対応

■原山公園

原山公園は泉ヶ丘プールの移転に伴い、平成 32 年夏の公園施設開設に向けて再整備します。再整備にあたっては、公園内の園路や緑道についてバリアフリーの観点から高齢者や障害者等が安全に通行できるよう動線の見直しを実施します。

(6) 道路等

整備項目	目標 時期	整備主体				
		公共交通 事業者	道路 事業者	堺市	公安 委員会	その他
既設道路の改良						
段差の改善	○		●			
舗装面の改善	○		●			
横断勾配の改善	○		●			
道路照明灯の整備	○		●			
誘導・警告ブロックの敷設・改良	○		●			
案内・誘導サインの設置・改良	○		●			
側溝蓋・グレーチングの設置・改良	○		●			

※「○」平成32年までに対応、「△」平成32年以後に対応

注) 開発等により目標時期が変動する場合があります。

(7) 信号・交差点、交通規制

整備項目	目標 時期	整備主体				
		公共交通 事業者	道路 事業者	堺市	公安 委員会	その他
既設信号の改良						
音響信号等の設置・改良	○				●	
視覚障害者用道路横断帯の設置	○		●		●	

※「○」平成32年までに対応、「△」平成32年以後に対応

注) 開発等により目標時期が変動する場合があります。